

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和26年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

各 附 属 機 関 の 長

各 地 方 機 関 の 長

令 和 5 年 5 月 3 0 日

警 察 庁 丙 備 企 発 第 110 号

警 察 庁 警 備 局 長

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法等の解釈運用基準について(通達)

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の解釈及び運用の基準については、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の解釈運用基準について(通達)」(平成27年10月2日付け警察庁丙備企発第97号)により示達しているところであるが、本年5月26日、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第187号)が制定され、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第97号)が、一部を除き、令和5年6月1日から施行されることになった。

また、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第189号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則(令和5年国家公安委員会規則第10号)が制定され、令和5年6月1日から施行されることになった。

これらに伴い、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法等の解釈運用基準を新たに別添のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法等の解釈運用基準

目次

- 第1 法の目的等（法第1条関係）
  - 1 旧法の制定経緯
  - 2 旧法の改正経緯
  - 3 法の目的
- 第2 国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の公告（法第3条関係）
- 第3 国際テロリストの指定・公告（法第4条から第8条まで関係）
  - 1 指定の要件（法第4条第1項関係）
  - 2 指定に当たっての協力等（法第4条第2項及び第3項関係）
  - 3 聴聞（法第4条第4項関係）
  - 4 指定の公告（法第5条関係）
  - 5 指定の有効期間及びその延長（法第4条第1項及び第6条関係）
  - 6 指定の取消し（法第7条関係）
  - 7 仮指定（法第8条関係）
- 第4 許可制による財産凍結等対象者に対する行為の制限（法第9条から第14条まで関係）
  - 1 許可を受ける義務（法第9条関係）
  - 2 許可申請（法第10条関係）
  - 3 許可の基準（法第11条関係）
  - 4 許可条件（法第12条関係）
  - 5 許可証の交付等（法第13条関係）
  - 6 許可の取消し（法第14条関係）
- 第5 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限（法第15条、第21条及び第22条関係）
  - 1 行為の制限（法第15条関係）
  - 2 情報の提供等（法第21条関係）
  - 3 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令（法第22条関係）
- 第6 特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令（法第16条関係）
  - 1 趣旨
  - 2 運用
- 第7 規制対象財産の仮領置（法第17条関係）
  - 1 趣旨
  - 2 仮領置の対象となる財産
  - 3 財産提出命令の対象となる者
  - 4 財産提出命令・仮領置の方法
  - 5 仮領置した財産の管理
  - 6 仮領置した財産の引継ぎ

- 7 仮領置した財産の返還
- 第8 資料の提出等の求め及び立入検査（法第19条及び第20条関係）
  - 1 趣旨
  - 2 資料の提出等の求め（法第19条関係）
  - 3 立入検査（法第20条関係）
- 第9 国家公安委員会への報告（法第23条関係）
- 第10 損失補償（法第24条関係）
- 第11 適用範囲（法第25条関係）

【凡例】

- 「法」 : 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）による改正後の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「旧法」 : 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）による改正前の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「施行令」 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成27年政令第356号）
- 「施行規則」 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号）
- 「外為法」 : 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

## 第1 法の目的等（法第1条関係）

### 1 旧法の制定経緯

平成10年8月に発生したケニア及びタンザニアにおける米国大使館爆破事件の首謀者として米国から訴追されていたオサマ・ビン・ラーデン及びその関係者をタリバーンが支援しているとして、平成11年10月、タリバーン関係者に対し財産の凍結等の措置をとることを内容とする国際連合安全保障理事会決議（以下「安保理決議」という。）第1267号が採択された。また、平成12年12月には、オサマ・ビン・ラーデン及びその関係者に対し財産の凍結等の措置をとることを内容とする安保理決議第1333号が採択された。その後、翌平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件を受け、テロ資金供与対策の強化は国際的な最重要課題の一つとなり、同月、タリバーン関係者やアル・カーイダ関係者に限らずテロリストに対し財産の凍結等の措置をとることを内容とする安保理決議第1373号が採択された。

こうした国際連合安全保障理事会の動きに併せ、同年11月、従来からマネー・ローンダリング対策に関する国際協力を推進してきた政府間会合であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）は、関係する安保理決議に沿ってテロリストに対し財産の凍結等の措置をとることを求める勧告を含む「8の特別勧告（テロ資金供与対策に関する特別勧告）」を決定した。

我が国は、このような国際社会の取組に対応し、外為法により、安保理決議第1267号等を履行するためにタリバーン関係者及びアル・カーイダ関係者に対する財産の凍結等の措置を、安保理決議第1373号を履行するためにいわゆるG7諸国が財産の凍結等の措置をとっているテロリスト等に対する財産の凍結等の措置を、それぞれ講ずることとなった。

しかし、外為法の措置は、外為法上の非居住者（日本に住所等を有していない者）が我が国の金融機関に預金口座を有している場合の預金の引出し、外国にいるテロリストに対する我が国からの送金等、対外取引を対象として規制しているため、我が国に居住しているテロリストが我が国の金融機関に預金口座を有している場合の預金の引出し、我が国に居住しているテロリストに対する我が国からの送金等については規制されていない状況にあった。この点、テロリストが我が国に居住していなければ実質的な問題は生じないが、少なくとも制度上に不備があるとしてFATFから指摘を受けていた。このため、旧法は、関係する安保理決議に関し、外為法で規制されていない部分に対応するために平成26年11月に成立し、平成27年10月に施行されたものである。

### 2 旧法の改正経緯

核兵器、化学兵器及び生物兵器といった大量破壊兵器及びそれらの運搬手段となり得る弾道ミサイル等の拡散に係る問題は、我が国及び地域の平和と安全を脅かすものであり、国際社会全体にとって引き続き大きな脅威となっている。

例えば、北朝鮮は、近年、前例のない頻度と新たな態様で弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、大量破壊兵器や弾道ミサイル開発の推進及び運用能力の向上を図ってきている。また、イランは、中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国及び欧州連合とイランとの間で妥結されたイランの核問題に関する包括的共同作業計画の合意内

容の一部を令和元年に停止して以来、停止範囲を順次拡大し、令和2年1月以降はウラン濃縮に係る全ての制限は遵守しないと表明するなど、核不拡散上の懸念が強まっている。

これまで、特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者（以下「大量破壊兵器関連計画等関係者」という。）に対する財産の凍結等の措置については、国際テロリストに対する措置と同様、関係する安保理決議に基づき加盟国が一致して進めている重要な取組であり、外為法により、居住者（日本に住所等を有している者）と非居住者との間の対外取引は規制されていたが、居住者間取引については、安保理決議の履行を担保する根拠法令が存在していなかった。この点、安保理決議及びそれに基づいて設置される制裁委員会が制裁対象として指定する者の中には、我が国居住者は含まれていなかったものの、令和3年8月に公表されたF A T F第4次対日相互審査結果報告書において、安保理決議で指定された大量破壊兵器関連物資等の拡散に関わる我が国居住者が行う国内取引について措置が講じられておらず、仮に将来的に日本の居住者が指定された場合に対処できないという不備がある旨の指摘を受けていた。

このような中で、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）」が令和4年12月に成立し、旧法が改正されることとなった。

### 3 法の目的

国際テロ組織の活動には多額の資金を要すると指摘されているところ、国際的なテロリズムの行為を防止し、抑止するためには、国際テロリストに対し、テロリズムの手段となり得る資金その他の財産を与えず、利用させないことが重要である。また、国際的なテロリズムの行為やこれを敢行する国際テロ組織のネットワークは国境を越えて存在しているため、一国のみが国際テロリストの資金の流れを断つための対策を講じてもその効果が十分に発揮されず、あらゆる国が協調してこうした対策を講ずることが必要となる。また、大量破壊兵器等の開発等についても、大量破壊兵器関連計画等関係者に対して資金その他の財産を与えず、利用させないようにするほか、あらゆる国が協調して対策を講じていくことが必要である。安保理決議は、このような理念の下、国際連合に加盟する全ての国に対し、国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとることを求めており、法の目的規定において、こうした趣旨が規定されている。この財産の凍結等の措置とは、典型的には、預貯金口座の凍結、すなわち預貯金口座にある預貯金の引出し等を自由にできなくすることが挙げられるが（法第9条第4号）、具体的には法第3章の規定による措置がこれに該当することとなる。

## 第2 国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の公告（法第3条関係）

安保理決議第1267号並びにその後継決議である安保理決議第1333号、安保理決議第1390号（平成14年1月採択）、安保理決議第1988号（平成23年6月採択）、安保理決議第1989号（同月採択）、安保理決議第2253号（平成27年12月採択）及び安保理決議

第2255号（同月採択）（施行令第1条第1項）は、関連する安保理決議により設置された委員会の作成する名簿に記載された国際テロリストについて、各国がその財産の凍結等の措置をとるべきことを求めている。法第3条第1項は、こうした決議に対応し、関係する安保理決議により設置された委員会が、その作成する名簿に特定の国際テロリストを記載したときは、国家公安委員会が、遅滞なく、その氏名又は名称等の事項を官報により公告することを定めている。現在、安保理決議第1988号により設置されたタリバーン制裁委員会がタリバーン関係者を、安保理決議第1267号、安保理決議第1989号及び安保理決議第2253号に基づき設置されたISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会がアル・カーイダ関係者等をそれぞれ指定している（施行令第1条第2項）。令和5年5月25日現在、タリバーン制裁委員会により135個人・5団体のタリバーン関係者が、ISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会により258個人・89団体のアル・カーイダ関係者等がそれぞれ指定されているが、これらの情報は頻繁に追加・変更・削除が行われている。

また、安保理決議第1718号（平成18年10月採択）及びその後継決議である安保理決議第1874号（平成21年6月採択）、安保理決議第2087号（平成25年1月採択）、安保理決議第2094号（平成25年3月採択）、安保理決議第2270号（平成28年3月採択）、安保理決議第2321号（平成28年11月採択）、安保理決議第2356号（平成29年6月採択）、安保理決議第2371号（平成29年8月採択）、安保理決議第2375号（平成29年9月採択）及び安保理決議第2397号（平成29年12月採択）並びに安保理決議第2231号（平成27年7月採択）（施行令第2条第1項）は、関連する安保理決議により設置された委員会の作成する名簿に記載された北朝鮮及びイランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者について、各国がその財産の凍結等の措置をとるべきことを求めている。法第3条第2項は、法第3条第1項と同様、こうした決議に対応し、関係する安保理決議により設置された委員会が、その作成する名簿に特定の大量破壊兵器関連計画等関係者を記載したときは、国家公安委員会が、遅滞なく、その氏名又は名称等の事項を官報により公告することを定めている。現在、安保理決議第1718号により設置された制裁委員会が北朝鮮に係る大量破壊兵器関連計画等関係者を指定し、安保理決議第1737号により設置された制裁委員会により作成・維持された名簿において、イランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者が指定されている（施行令第2条第2項）。令和5年5月25日現在、80個人・75団体の北朝鮮に係る大量破壊兵器関連計画等関係者が、23個人・61団体のイランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者がそれぞれ指定されている。

令和5年5月25日現在、これらの制裁委員会により指定されている者が我が国に所在しているという情報は把握していない。

官報により公告する事項は、名簿に記載された者（以下「名簿記載者」という。）が自然人の場合は、名簿に記載された旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者の公告に係る番号（以下「名簿記載者公告番号」という。）並びにその他参考となるべき事項とし、名簿記載者が法人その他の団体の場合は、名簿に記載された旨、名簿記載者の名称、別名、旧名称及び所在地、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番号並びにその他参考となるべき事項としている（施行規則

第1条)。名簿記載者公告番号は次のように付すこととしている。

T<sup>①</sup>I<sup>②</sup>-1<sup>③</sup>

① 国際テロリスト、大量破壊兵器関連計画等関係者の区分

T (Taliban) : タリバーン関係者

Q (Al-Qaida) : ISIL (ダーイシュ) 及びアル・カーイダ関係者

D (Democratic People's Republic of Korea) : 北朝鮮に係る大量破壊兵器関連計画等関係者

I (Islamic Republic of Iran) : イランに係る大量破壊兵器関連計画等関係者

② 個人、団体の区分

I (Individual) : 個人、E (Entity) : 団体

③ 一連番号

①、②の区分毎の一連番号。当該者が削除された場合には欠番となる。

個人の別名の追加や団体の名称の変更等、公告事項が変更された場合には、その都度、官報によりその旨を公告する（法第3条第4項）ほか、公告された者が制裁委員会の名簿から抹消された場合又は当該公告された者に対する財産の凍結等の措置をとることを求める安保理決議（国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がその効力を失った場合にも、その旨を官報により公告することとなる（法第3条第5項）。また、当該公告された者の所在が判明しているときは、法第3条第1項又は第2項の公告の場合は同条第3項に基づき公告事項通知書（施行規則別記様式第1号）を、同条第4項の変更の公告の場合は公告事項変更通知書（施行規則別記様式第2号）を、同条第5項の抹消の公告の場合は名簿抹消通知書（施行規則別記様式第3号）を、同条第5項の決議失効の公告の場合は決議失効通知書（施行規則別記様式第3号の2）を送付する方法により（施行規則第2条から第4条まで）、その者に対し、当該公告に係る事項等を通知することとなる。

なお、上記国際テロリスト若しくは第3に規定する国際テロリスト又は上記大量破壊兵器関連計画等関係者に係る事項が官報により公告された場合には、速やかに警察庁のウェブサイトにおいて、当該者の一覧表を掲載するとともに、都道府県警察に対し、公告事項について文書で通知することとする。また、これらの国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者は従来から外為法による財産の凍結等の措置の対象となっており、公告事項に関する情報については、金融機関やそれ以外の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）上の特定事業者に対し通知することとしている（施行規則第40条）。

第3 国際テロリストの指定・公告（法第4条から第8条まで関係）

安保理決議第1267号並びにその後継決議である安保理決議第1333号、安保理決議第1390号、安保理決議第1988号、安保理決議第1989号、安保理決議第2253号及び安保理決議第2255号は、タリバーン制裁委員会及びISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会が指定した国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきことを求めているのに対し、安保理決議第1373号は、各国が独自に一定の要件を満たす国際テロリストを指定し、その財産の凍結等の措置をとるべきことを求めている。法第4条から

第8条までは、安保理決議第1373号を踏まえた我が国としての国際テロリストの指定について規定している。

#### 1 指定の要件（法第4条第1項関係）

指定をするためには、法第4条第1項第1号及び第2号の要件を共に満たさなければならず、第2号は、イ、ロ、ハの3つの要件のいずれかを満たす者であることを要件としている。

法第4条第1項第1号は、安保理決議第1373号の履行のために外為法により対外取引を規制されている者であることを要件としている。外為法では、法と同様に、安保理決議第1267号及びその後継決議の履行のため、タリバーン制裁委員会が指定したタリバーン関係者及びISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会が指定したアル・カーイダ関係者等を外務省告示により指定し、その指定された者の対外取引を規制することとしているほか、安保理決議第1373号の履行のため、それらのタリバーン関係者やアル・カーイダ関係者等に限らない国際テロリストについても、外務省告示により指定し、その指定された者の対外取引を規制することとしている。後者の外務省告示により指定された者が法第4条第1項第1号の要件に該当することとなる。法第4条柱書では、指定の対象者から「前条第1項の規定により公告された者」で「現に国際テロリスト名簿に記載され、かつ、第千二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者」を除くこととしているが、これは外為法上安保理決議第1373号の履行のために外為法により対外取引を規制されている者の一部については、タリバーン制裁委員会が指定したタリバーン関係者又はISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会が指定したアル・カーイダ関係者等と重複しているため、これらの者については法第3条の公告の対象とし、法第4条第1項の指定の対象外にする旨規定したものである。令和5年5月25日現在、安保理決議第1373号の履行のため、国家公安委員会告示により7個人・26団体が指定されている（このうち、1団体は法第3条に基づいても公告されている。）。

なお、現時点において、これらの者が我が国に所在しているという情報は把握していない。

法第4条第1項第2号イ及びロは、国際テロリストの危険性に着目した要件を定めている。イに規定する「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条第一項に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為」とは、公衆、国又は地方公共団体等を脅迫する目的をもって行われる、人を殺害する行為、航行中の航空機を墜落させる行為、爆発物を爆発させるなどの方法により公共物を破壊する行為等である。これらは、必ずしも刑事事件で有罪とされた行為であることを要するものではなく、国家公安委員会が認定するものである。「公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であって」と規定されているが、「行い」は既遂に相当する行為を、「行おうとし」は未遂に相当する行為を、「助けた」は幫助に相当する行為を、それぞれ意味する。「将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの」の認定には、将来公衆等脅迫目的の犯

罪行為が発生する客観的な蓋然性が顕著に存在することについて、高度な心証が要求されるものと解される。具体的には、「将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがある」かどうかについては、例えば、テロ行為を行うことを現に主張し、他者にも呼び掛けていること、テロ行為を行うに足りる物的・資金的能力を有していること、物資・資金の調達や訓練などテロ行為を行うための準備を現に行っていること等の事情を考慮し、これらの事情を「十分な理由」の下に認定し得るかどうかについては、例えば、継続的にテロ行為を行っているような物的証拠があること、直近の周辺者から確度の高い供述が得られていること、外国等から提供された信憑性の高い情報があること等の点を考慮し、これらを総合的に勘案して判断することとなる。イの要件は自然人のみを対象としている。

ロは、「イ又はこのロに該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその活動に支配的な影響力を有する者」とあり、典型的には、イに該当する国際テロリストが100%出資する会社等が該当することが想定される。「その他の関係」とは、親族関係、政治的・宗教的イデオロギーによる主従関係等、金銭以外に支配的な影響力の基礎となり得るものが該当する。したがって、イに該当する国際テロリストの親族やその者と支配関係がある者のほか、それらの者が実質経営する会社等もこうした要件に該当し得る。ロの要件は、イの要件と異なり、自然人及び法人その他の団体が対象となるが、将来のおそれの要件の考え方は、いずれもイの要件と同じである。

ハは、「第千三百七十三号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し、当該措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国として政令で定めるもののいずれかにより、この法律に相当する当該国の法令に従い、当該措置がとられている者」とあり、政令で定める国としては、いわゆるG7諸国であるアメリカ合衆国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスを規定している（施行令第3条）。すなわち、これらのG7諸国のいずれかが、その国の法令に従って、安保理決議第1373号が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置をとっている者であることが要件となっている。

法第4条第1項第2号イ又はロの要件については、例えば、我が国で国際テロが発生した場合等で、国際社会に先駆けて我が国が当該国際テロの実行者等を指定する場合等を想定している。

## 2 指定に当たっての協力等（法第4条第2項及び第3項関係）

国家公安委員会は、指定をするため必要があると認めるときは、外務大臣、外為法第16条第1項の主務大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとしている（法第4条第2項）。外為法第16条第1項の主務大臣は、財務大臣及び経済産業大臣であり、関係行政機関としては、海上保安庁、公安調査庁等の国際テロリストに関する情報等を有する行政機関が想定される。関係地方公共団体の長としては、住民登録の事務を取り扱う市町村長が想定される。

また、外務大臣、外為法第16条第1項の主務大臣その他の関係行政機関の長又は

関係都道府県公安委員会は、国家公安委員会に対し、指定に関し意見を述べるができることとしている（法第4条第3項）。都道府県警察においては、国際テロリストの指定に資する情報を入手した場合には、自らが得た情報に基づき、都道府県公安委員会から主体的に意見を述べるができる。

### 3 聴聞（法第4条第4項関係）

指定は行政手続法（平成5年法律第88号）上の不利益処分に該当し、同法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分によれば、聴聞ではなく、弁明の機会の付与を行えば足りるところ、法では、当該区分にかかわらず、聴聞を行わなければならないこととしている（法第4条第4項）。行政手続法上の聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を書面により通知しなければならないこととされている（行政手続法第15条第1項）。不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、当該通知を、その者の氏名、聴聞の期日及び場所、聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地並びに行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされる（行政手続法第15条第3項）。このほか、聴聞の手続等については、行政手続法第15条から第28条までの規定によることとなる。

### 4 指定の公告（法第5条関係）

国家公安委員会は、指定をするときは、指定に係る者（以下「被指定者」という。）が自然人の場合は、指定をする旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定に係る番号（以下「指定番号」という。）、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項を公告し、被指定者が法人その他の団体の場合は、指定をする旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項を公告することとなる（法第5条第1項及び施行規則第5条）。

指定は、公告によってその効力が生ずる（法第5条第2項）。

指定番号は次のように付すこととしている。

D<sup>①</sup>I<sup>②</sup>-1<sup>③</sup>

① 指定（Designation）であることを示す記号

② 個人、団体の区分

I (Individual) : 個人、E (Entity) : 団体

③ 一連番号

指定された国際テロリストに係る事項を官報に掲載した場合には、速やかに警察庁のウェブサイトにおいて、当該者の一覧表を掲載するとともに、都道府県警察に対し、公告事項について文書で通知することとする。以下に記載する指定の有効期間の延長や指定の取消しの場合も同様である。その他参考となるべき事項としては、

仮指定から引き続いて指定をした場合において仮指定をした年月日や仮指定に係る番号等を記載することが想定される。

指定をした場合において、当該指定を受けた者の所在が判明しているときは、指定通知書（施行規則別記様式第4号）を送付する方法により、その者に対し、当該指定をした旨、当該指定の有効期間等の事項を通知することとなる（法第5条第3項並びに施行規則第6条及び第7条）。また、公告された事項に変更があったときは、その旨を官報により公告することとなる。この場合において、当該変更に係る者の所在が判明しているときは、指定公告事項変更通知書（施行規則別記様式第5号）を送付する方法により、その者に対し、当該変更があった旨を通知することとなる（法第5条第4項及び施行規則第8条）。

#### 5 指定の有効期間及びその延長（法第4条第1項及び第6条関係）

指定の有効期間については、3年を超えない範囲内で期間を定めることとされている（法第4条第1項）が、これは3年を限度として、将来のおそれが認められる範囲内で期間を定める趣旨である。この指定の有効期間が満了する時において、当該指定を受けた者が引き続き法第4条第1項に規定する要件に該当するときは、3年を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定の有効期間を延長するものとしている（法第6条第1項）。これは、指定の要件を満たす限り繰り返し行うことができる。

指定の有効期間の延長の際も、初回の指定と同様に関係行政機関の長との協力等に関する規定（法第4条第2項及び第3項）、聴聞の実施に関する規定（法第4条第4項）、公告、通知等に関する規定（法第5条第1項から第3項まで）は準用される（法第6条第2項）。有効期間の延長をする場合の公告事項は、自然人、法人その他の団体の区分を問わず、指定の有効期間を延長する旨、指定の有効期間の延長に係る者（以下「被延長指定者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、延長後の指定の有効期間、指定の有効期間の延長の根拠となる条項及びその他参考となるべき事項としている（施行規則第9条）。その他参考となるべき事項としては、初回の指定をした年月日やその有効期間等を記載することが想定される。指定の有効期間を延長する場合において、被延長指定者の所在が判明しているときは、指定有効期間延長通知書（施行規則別記様式第6号）を送付する方法により、指定の有効期間を延長した旨、被延長指定者の氏名又は名称等の事項を通知することとなる（施行規則第10条及び第11条）。

#### 6 指定の取消し（法第7条関係）

指定を受けた者が死亡し、若しくは解散その他の事由により消滅し、又は指定を受けた者が法第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったときに該当するに至ったと認めるときは、有効期間内であっても指定を取り消さなければならない（法第7条第1項）。指定の取消しに関しても、関係行政機関との協力等に関する規定（法第4条第2項及び第3項）、公告、通知等に関する規定（法第5条第1項から第3項まで）は準用される（法第7条第2項）。

なお、指定の取消しは不利益処分には該当しないため、聴聞の実施に関する規定は準用されない。

指定の取消しをする場合の公告事項は、自然人、法人その他の団体の区分を問わず、

指定を取り消す旨、指定の取消しに係る者（以下「被指定取消者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項及びその他参考となるべき事項である（施行規則第12条）。また、指定の取消しをする場合において、被指定取消者の所在が判明しているときは、指定取消通知書（施行規則別記様式第7号）を送付する方法により、指定を取り消した旨、被指定取消者の氏名又は名称等の事項を通知することとなる（施行規則第13条及び第14条）。

## 7 仮指定（法第8条関係）

### (1) 仮指定の要件

法第4条第4項の規定によれば、行政手続法の規定に従い、指定に先立ち事前に聴聞を行わなければならないところ、そのような手続を経ては財産の隠匿その他の行為により指定後に法第3章の規定による措置の確実な実施を図ることが著しく困難になると認めるときは、聴聞を行わないで仮に指定をすることができる（法第8条第1項）。「その他の行為」とは、財産の移転等の行為が該当し得るが、具体的には、聴聞を実施している間に、預貯金口座にあった預貯金が引き出されてしまい、法第3章の規定による凍結等の措置が事実上実施できなくなるような事態が想定される。同要件に該当するかどうかは、指定に係る国際テロリストの所在地、財産の額やその所在地等の事情を総合的に考慮して判断されることとなる。

### (2) 仮指定に係る公告等

仮指定をした場合には、指定の手続が準用され、仮指定に係る者の氏名、仮指定番号、仮指定の有効期間等の事項を官報で公告することとなる（施行規則第15条）。仮指定番号は次のように付すこととしている。

I D<sup>①</sup> I<sup>②</sup>-1<sup>③</sup>

① 仮指定（Interim Designation）であることを示す記号

② 個人、団体の区分

I (Individual) : 個人、E (Entity) : 団体

③ 一連番号

その他仮指定に係る手続についても、指定の手続が準用される。

### (3) 意見の聴取

#### ア 実施方法

仮指定の効力は原則15日間とされ（法第8条第2項）、その間に、事後的に意見の聴取を行わなければならない（法第8条第3項）。意見の聴取の手続等については、基本的に行政手続法による聴聞と同様であり、聴聞に係る規定を読み替えて準用している（法第8条第4項及び施行令第3条）。意見の聴取の具体的な手続等については、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第17号）により定められている。意見の聴取の結果、仮指定が不当でないとき認めるときは、法第4条第1項の指定に移行し（法第8条第5項及び第6項）、不当であると認めるときは、直ちにその仮指定を取り消さなければならない（法第8条第7項）。取り消した場合にも

官報により公告することとなる（施行規則第16条）。

イ 仮指定を受けた者の所在が不明である場合の手続

法第8条第4項において読み替えて準用される行政手続法第15条第3項の規定では、仮指定を受けた者の所在が判明しない場合においては、同条第1項の規定による聴聞の通知を、その者の氏名、聴聞の期日及び場所、聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地並びに同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができることとされており、この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなされる。したがって、意見の聴取の実施が、仮指定の15日間の有効期間を超えてしまうこととなることから、仮指定の効力を当該仮指定に係る意見の聴取の期日までとしている（法第8条第8項）。

第4 許可制による財産凍結等対象者に対する行為の制限（法第9条から第14条まで関係）

財産凍結等対象者（現にタリバーン制裁委員会若しくはISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会の名簿に記載され、法第3条第1項の規定により公告されている国際テロリスト若しくは法第4条第1項の規定による指定（仮指定を含む。）を受けている国際テロリスト（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）又は現に安保理決議第1718号若しくは安保理決議第1737号に基づき設置された制裁委員会の名簿に記載され、法第3条第2項の規定により公告されている大量破壊兵器関連計画等関係者（以下「公告大量破壊兵器関連計画等関係者」という。))については、いずれも法第3章の規定による財産の凍結等の措置がとられることとなる。法第3章の規定による財産の凍結等の措置は、大きく規制対象財産等に係る行為の制限（法第9条から第16条まで）と規制対象財産の仮領置（法第17条）に分けられるが、前者については、更に許可制による財産凍結等対象者に対する行為の制限（法第9条から第14条まで）、財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限（法第15条）及び特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令（法第16条）に分けられる。

財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置については、いずれも都道府県公安委員会（以下単に「公安委員会」という。）の権限とされているが、他方で、こうした措置を適正かつ実効的に行うためには、全国から収集・分析された関連情報に基づき、全国的な調整の下で行われる必要性が高いことから、各都道府県警察本部の担当部課においては、法の運用に関する事務を行うに当たり、警察庁と緊密な連携を図る必要がある。

1 許可を受ける義務（法第9条関係）

財産凍結等対象者は、一定の行為をしようとするときは、公安委員会の許可を受けなければならない（法第9条）。これは、財産凍結等対象者による金銭等の規制対象財産を取得する行為等を許可制に係らしめることで、その者が当該財産を取得し、これをテロ行為又は大量破壊兵器等の開発等に利用することを防止し、抑止するものである。

(1) 規制対象財産の種類

規制対象財産とは、金銭、有価証券、貴金属等、土地、建物、自動車（法第9条第1号）のほか、電子決済手段、暗号資産、前払式支払手段、手形、小切手、船舶及び航空機（施行令第5条）をいう。

「金銭」には、本邦通貨のほか外国通貨も含まれる。

「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。具体的には、国債証券、地方債証券、社債券、株券、投資信託の受益証券等のほか、いわゆる電子化されたこれらの証券も含まれる。

「貴金属等」とは、犯収法第2条第2項第43号に規定する貴金属等をいい、具体的には、金、白金、銀及びこれらの合金並びにダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠をいう（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第4条）。貴石とは、ダイヤモンド、ルビー、サファイア等が、半貴石とは水晶、さんご、こはく等がそれぞれ想定されている。

「建物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。したがって、井戸、橋、記念碑等はこれに当たらない。

「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。したがって、二輪自動車はこれに含まれる一方、原動機付自転車はこれに含まれない。

「電子決済手段」とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項に規定する電子決済手段をいい、具体的には、決済手段として広く流通する可能性のある法定通貨建てのステーブルコインをいう。

「暗号資産」とは、資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産をいい、不特定の者に対して代価の弁済に使用できるなどし、電子的な記録・移転が可能で、法定通貨建ての資産ではないものをいう。

「前払式支払手段」とは、資金決済法第3条第1項に規定する前払式支払手段をいい、

- ① 金額又は物品・サービスの数量（個数、本数、度数等）が、証票、電子機器その他の物（証票等）に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること
- ② 証票等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること
- ③ 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証票等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号が発行されていること
- ④ 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証票等や番号、記号その他の符号が、提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること

の4要件が全て備わっているものが該当する。具体的には、商品券・ギフト券、プリペイドカード等がこれに当たるが、上記①から④までの要件を満たしている場合でも乗車券、映画館等への入場券等はこれに当たらない（資金決済に関する法律施

行令（平成22年政令第19号）第4条第1項）。

「手形」とは、一定の金額を支払うべき旨の単純な委託又は約束を記載し、一定の形式で発行される有価証券のことをいい、具体的には、為替手形、約束手形をいう。

「小切手」とは、振出人が支払人である銀行にあてて受取人その他の所持人に対して一定金額の支払を委託する一覽払いの有価証券のことをいう。これには、旅行小切手も含むこととしている。

「船舶」とは、登記又は登録の対象となる船舶のことをいい、具体的には、総トン数20トン以上の船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第2条に規定する小型船舶をいう。同条に規定する小型船舶とは、総トン数20トン未満の船舶のうち、日本船舶又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。）であって、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟等以外のものをいう。

「航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機のうち、飛行機及び回転翼航空機をいう。したがって、具体的には、人が乗って航空の用に供することができる飛行機及び回転翼航空機をいい、滑空機（いわゆるグライダー）及び飛行船等はこれに当たらない。

## (2) 規制対象財産の価額

規制対象財産は、その価額が1万5,000円を超えるものである（施行令第6条）ところ、この価額は、金銭、小切手及び手形についてはその券面の額（これらが外国通貨又は外貨建てである場合は円に換算した額）、電子決済手段及び暗号資産については円に換算した額、前払式支払手段については代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額（利用者に対し当該数量の物品を給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該利用者からその代価として通常取得すべき金額をいう。）、その他の規制対象財産についてはその市場価格をいう。

公安委員会は、許可手続に係る財産の価額が1万5,000円以下である可能性があると認められる場合には、これが規制対象財産に該当するか否かを判断するために、必要に応じて、専門家等に依頼するなどして当該財産の価額を算定し、確実にこれが規制対象財産であることを確認することとする。

また、法第9条違反（無許可取引、法第29条第1号）で財産凍結等対象者を検挙するに当たっては、当該事案に係る財産が規制対象財産であること（当該財産の価額が1万5,000円を超えていること）を確実に確認しなければならない。

## (3) 許可対象行為の捉え方

許可は、行為毎に受ける必要があることから、異なる行為が連続して行われる場合、同種の行為が複数回行われる場合等には、原則として、それぞれの行為について許可申請書の提出が必要である。ただし、財産凍結等対象者が、定期的、経常的に一定額の財産を取得するような場合には、当該財産の内容、性質等を踏まえ、その都度許可を受けることを要するか個別に判断する必要がある。したがって、例え

ば、財産凍結等対象者が賃貸借契約に基づいて毎月得る家賃収入等、一定期間中に行われる複数回の行為について、全体として1回の許可で足りると判断されるような場合であれば、当該収入を得る都度、許可を得る必要はないと解される。

なお、同一の行為に関して、複数の許可をすることは認められない。

#### (4) 許可対象行為の種類

許可の対象となる行為は、規制対象財産の贈与を受けること（法第9条第1号）、規制対象財産の貸付けを受けること（同条第2号）、規制対象財産（金銭を除く。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること（同条第3号）、預貯金等債務の履行を受けること（同条第4号）及び法第9条第3号又は第4号の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない債権（以下「特定債権」という。）を譲り渡すこと（同条第5号）である。

これらの行為は、直接・間接の別を問わず、実質的に財産凍結等対象者が行ったものと評価できるものであればこれに当たる。このため、例えば、財産凍結等対象者が他人名義の口座を利用して金銭の贈与を受ける行為や、財産凍結等対象者が別の者に指示をして代わりに金銭の贈与を受けさせる行為等は、許可の対象となる。

##### ア 規制対象財産の贈与を受けること

「贈与を受ける」とは、財産を無償でもらい受ける行為をいう。

実質的に贈与と評価し得る行為であれば、許可対象行為に該当するため、例えば、財産凍結等対象者が不当に高額の給料を得ていた場合、社会通念上、通常の労働の対価として認められる額を超える部分については贈与を受けたと認定することができる。また、上記のとおり、例えば、財産凍結等対象者が他人名義の口座を介して金銭の贈与を受ける行為、財産凍結等対象者が別の者に指示をして金銭の贈与を受けさせる行為等も、許可の対象となる。

なお、社会保障給付等の行政による規制対象財産の給付は、「贈与」には当たらない。

##### イ 規制対象財産の貸付けを受けること

「貸付けを受ける」とは、有償、無償を問わず、相手方にある金銭や物の使用及び収益をなした後に返還することを約して相手方から金銭や物を受け取るとをいう。

「貸付け」には、いわゆる信用の供与も含まれる。したがって、例えば、財産凍結等対象者がクレジットカードを使用して物を購入しようとする場合、クレジットカードが使用された店からクレジットカード会社に照会され、その使用が承諾された時点で、金銭の貸付けが行われたものと評価できると解される。また、例えば、財産凍結等対象者自らが経営する会社の口座を介して金銭の貸付けを受ける行為、財産凍結等対象者が別の者に指示をして金銭の貸付けを受けさせる行為等も、許可の対象となる。

##### ウ 規制対象財産（金銭を除く。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること

例えば、土地を売却し、その代金を受け取る行為や土地を貸し付けて、その賃料を受け取る行為等が該当する。法第9条第3号における「支払」とは金銭によ

るものに限られる。「その他の処分」とは、小切手の支払のための呈示、定期借地権の設定等が該当する。また、例えば、財産凍結等対象者が別の者に管理させている有価証券を売却させ、その代金を受け取らせる行為、財産凍結等対象者が別の者に管理させている土地を貸付けさせ、その賃料を受け取らせる行為等も、許可の対象となる。

#### エ 預貯金等債務の履行を受けること

「預貯金等債務」とは、預貯金に係る債務、保険契約等に基づく満期保険金等の支払に係る債務、金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段の移転に係る債務及び暗号資産交換業者が管理する暗号資産の移転に係る債務をいう（施行令第7条）。したがって、「預貯金等債務」の「履行を受ける」とは、具体的には、預貯金口座等からの金銭の引出し、預貯金口座から他の預貯金口座へ送金を行うこと、預貯金と同様に貯蓄性を有する保険契約等に基づく満期保険金等の支払を受けること、貸付金の返還を受けること、業者に管理させている電子決済手段や暗号資産を自らの口座又は他者の口座に移転させることがこれに当たる。また、例えば、別の者に指示をして満期保険金等の支払を受けさせる行為等も許可の対象となる。

#### (ア) 預貯金に係る債務

「預貯金に係る債務」の「履行を受けること」とは、典型的には、預貯金口座等からの引出し、預貯金口座から他の預貯金口座への送金がこれに当たる。出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）により、原則、何人も業として預金の受入れ等をしてはならないこととされているため、基本的には金融機関が預け先になるが、法第9条第4号の預貯金については、必ずしもこうした預金に限られるものではなく、広く金銭を預ける行為を包括的に含むものである。

預貯金には、定期積金、掛金及び預け金を含むこととしているが、一般的に、「預貯金」とは、銀行その他の金融機関に対する金銭の消費寄託のことをいう。「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れる金銭をいう（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第3項）。「掛金」とは、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額を給付することを約して、当該期間内に受け入れる金銭（銀行法第2条第4項）をいう。「預け金」とは、広く一般の個人相互間に行われる金銭の消費寄託をいう。

#### (イ) 保険契約等に基づく年金等の支払に係る債務

保険契約等に基づく「年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払に係る債務」の「履行を受けること」とは、預貯金と同様、貯蓄性を有する保険契約等で、顧客の生存を前提とすれば将来給付されることが確実である給付金の支払に係る債務の履行を受けることをいう。したがって、いわゆる掛け捨ての保険、将来の偶然的な事故に対する保険金の支払等は該当しない。

「保険業法第二条第一項に規定する保険業」とは、人の生存又は死亡に関し

一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険のうち、生命保険業免許又は損害保険業免許に係る保険に係る一定のものの引き受けを行う事業をいう。「共済」とは、一定の地域又は職域でつながるものが団体を形成して相互に掛金を拠出し、団体構成員に災害等が発生した場合に一定の給付をなす仕組みをいう。

(ウ) 金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務

具体的には、財産凍結等対象者が他人に貸し付けていた金銭の返還を受ける行為がこれに該当する。施行令第7条第1号の「預け金」の返還に該当するか、同条第3号の「借入金」の返還に該当するかは、その契約形態等により判断されることとなる。

(エ) 電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段の移転に係る債務

具体的には、電子決済手段等取引業者に管理させている電子決済手段を自らの口座や他者の口座に移転させることがこれに当たる。本項目は、預貯金口座からの引出し、預貯金口座から他の預貯金口座への送金が規制されていることと同趣旨の規定である。

(オ) 暗号資産交換業者が管理する暗号資産の移転に係る債務

具体的には、暗号資産交換業者に管理させている暗号資産を自らの口座や他者の口座に移転させることがこれに当たる。本項目は、預貯金口座からの引出し、預貯金口座から他の預貯金口座への送金が規制されていることと同趣旨の規定である。

オ 特定債権を譲り渡すこと

特定債権を譲り渡すことを規制する趣旨は、財産凍結等対象者が、法第9条第4号の規定により自身の預貯金口座からの払戻しを受けることができないため、その預貯金債権を財産凍結等対象者ではない支援者等に譲り渡し、その支援者がその払戻しを受けるような脱法的行為を防止するためである。「譲り渡す」とは、有償、無償を問わない。

2 許可申請（法第10条関係）

(1) 許可申請書の受理

財産凍結等対象者が、法第9条の許可を受けようとするときは、許可申請書（施行規則別記様式第11号）を提出しなければならない（法第10条第1項及び施行規則第17条第1項）。

許可申請書を受理する公安委員会は、財産凍結等対象者の住所地又は居所地（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地。以下「住所地等」という。）を管轄する公安委員会（日本国内に当該財産凍結等対象者の住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する公安委員会）であり（法第10条第1項）、当該許可申請書は、住所地等を管轄する警察署長（日本国内に住所地等がないときは、当該許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する警察署長）を経由して提出されることとなる（施行規則第17条第2項）。

「住所地」、「居所地」、「主たる事務所の所在地」とは、形式的に住民票の置か

れている地、登記地等をいうのではなく、申請者である財産凍結等対象者の居住実態、活動実態等から実質的に「住所地」、「居所地」、「主たる事務所の所在地」と考えられる地をいう。

「許可の申請に係る行為に最も密接な関係がある地」とは、行為地や履行地、関係する財産の所在地、関係する当事者の住所地等などの事情を踏まえて総合的に判断するものであるが、申請者である財産凍結等対象者が当該地について最も了知しているものと考えられることから、原則として、当該財産凍結等対象者が最も密接な関係がある地と判断した地を尊重することが望ましい。

許可申請書の提出を受けた公安委員会は、当該許可申請が管轄違いと認められる場合には、許可申請書を提出した財産凍結等対象者に対し適切な公安委員会を教示するとともに、関係公安委員会と連携を図り、新たな申請先において確実にこれが受理されるよう配慮する必要がある。

なお、許可申請は郵送によって行うことも認められ、財産凍結等対象者が必ずしも我が国に所在している必要はない。

## (2) 許可申請者

許可申請者は財産凍結等対象者である（法第10条第1項）が、この代理人が許可申請を行うことも可能である。この場合における留意点は次のとおりである。

- ① 代理人の権限を証する書類を許可申請書に添付させること（施行規則第19条第3号）。
- ② 許可申請書には、代理人の氏名、住所等及び当該申請を行う財産凍結等対象者の氏名、住所等を記載させること。
- ③ 許可申請書の補正に関し、代理人が事実関係について把握しているときは、当該代理人自身に補正させ、事実関係について把握していないときは、当該代理人の責任において、当該申請書の内容を再度確認させること。
- ④ 許可申請書の不明確な点に関し、内容について代理人が十分に回答できないときは、可能な限り、本人に直接説明させること。

代理人の権限を証する書類を有しない者が許可申請を行う場合、当該者は、代理権を与えられていないいわゆる使者と解される。この場合における留意点は以下のとおりである。

- ① 当該許可申請に係る本人との関係を明らかにさせること。この場合、当該関係については、当該使者の言辞、提示する書類等のほかに、各種情報等から総合的に判断し、許可申請に係る財産凍結等対象者の使者であるか否かについて判断すること。
- ② 許可申請書には、使者の氏名、住所等ではなく、本人の氏名、住所等を記載させること。
- ③ 許可申請書の補正に関し、本人に内容を再度確認させ、改めて許可申請させること（使者は自ら補正することはできない。）。
- ④ 許可申請書の不明確な点に関し、本人に内容を説明させ、改めて許可申請させること。

## (3) 許可申請書の記載要領

許可申請書に記載すべき事項のうち、「申請に係る行為の内容」欄には、法第9条各号のいずれに該当する行為なのか、許可申請に係る行為により取得することとなる財産（以下「取得財産」という。）がある場合にはその種類、量、価額等が明らかになる程度に記載されている必要がある。具体的な記載要領は次の例によるものとする。

例：「〇〇円相当の銀〇〇グラムの贈与を受ける」

「〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号所在の土地（〇〇㎡）を売却し、その代金として〇〇円の支払を受ける」

「申請に係る行為をしようとする年月日」欄は、当該行為をしようとする日が特定されていない場合には、一定程度の期間の幅がある記載も認められるが、その幅は当該行為の性質等に鑑み合理的な範囲のものとする。

「申請に係る行為をしようとする場所」欄は、必ずしも当該場所の番地等まで記載されている必要はなく、特定されている範囲で記載されていれば足りる。また、申請時において当該場所が未定である場合はその旨を記載することも認めることとする。

なお、銀行口座への振込入金等の場合には当該口座のある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されている必要がある。

「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄は、当該相手方が法人その他の団体である場合には、その代表者の氏名も併せて記載されている必要がある。

「申請に係る行為の相手方の住所」欄は、当該相手方が自然人である場合は住所、法人その他の団体である場合は主たる事務所の所在地が記載されている必要がある。

「申請に係る行為の相手方との関係」欄は、例えば「実父」、「継続的な取引先」、「不動産業者の仲介による土地売却先」、「口座を有する銀行」等と許可の可否を判断することができる程度に当該相手方との関係が記載されている必要がある。したがって、単に「土地売却先」、「特定債権の譲渡先」等の申請に係る行為から当然に生じる関係が記載されているだけでは足りない。

「取得財産の使用目的」欄は、取得財産の用途先を明確にし、その使用目的が法第11条第1項各号のいずれかに該当するため、当該取得財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが明らかになる程度に記載されている必要がある。ただし、取得財産の使用目的が「生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられる」（法第11条第1項第1号）場合には、同欄にその旨が記載されていれば足り、必ずしも取得財産の用途先が明確になっている必要はない（3（1）ア（ア）参照）。記載例は次のとおりである。

例：「〇月分の生活費の支払に充てるため」

「〇〇県の平成〇年〇月分の住民税の支払に充てるため」

「〇〇からの〇〇円の自動車購入の支払に充てるため」

「取得財産の取得方法」欄は、「手交」、「郵送」、「宅配」、「口座振込」、「口座引出し」等と記載されている必要がある。土地等を取得する場合には「登記」と記載するものとする。財産凍結等対象者の預貯金口座から他の預貯金口座へ送金を行う

場合には（法第9条第4号該当）、実質的に取得財産はないが、観念上は、規制対象財産を一時的に取得した上で送金すると解されるため、このような場合には「口座引出し（口座振替を行うことに伴うもの）」などと記載すれば足りる。

「特定債権の譲渡の目的」欄は、当該譲渡行為が脱法目的で行われるものでない、すなわち通常必要な取引行為として行われるものであることが明らかになる程度に記載されている必要がある。記載例は次のとおりである。

例：「〇〇に対する〇〇円の借金があり、〇〇までにその返済をしなければならないが、他に適当な資産を有していない」

「その他参考となるべき事項」欄は、例えば、自動車の贈与を受ける場合に、これを利用するために駐車場が確保されていることなど、当該申請に係る行為が真に行われることを疎明するに資する情報等を記載することが求められる。

許可申請書の記載事項に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合等は、公安委員会は、申請者に対して相当の期間を設けて当該申請の補正を求め、又は当該許可申請を拒否しなければならない（行政手続法第7条）。

#### (4) 許可申請書の添付書類

許可申請書の添付書類は様式を問わない。また、許可申請者である財産凍結等対象者が外国人又は外国の団体である場合に限り、必ずしも日本語で記載されたものであることを要しない。この場合において、許可申請書の提出を受けた公安委員会は、当該書類の真偽や記載内容について即座に判断することが困難であるときは、当該申請者から必要な事項を聴取するなどした上で、明らかに偽造と認められる場合を除き、これを受理し、その審査の過程で内容について判断する必要がある。

許可申請書及びその添付書類は、事後に行政事件訴訟等において争われることもあり得ることから、その整理及び保存に留意し、適切に管理するものとする。

##### ア 法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可

法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可申請の場合にあつては、当該申請に係る取得財産が法第11条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を許可申請書に添付する必要がある（法第10条第2項及び施行規則第19条第1号）。

この書類としては、例えば、法第11条第1項第1号の場合は、見積書、戸籍等の親族関係を証明する書類等、同項第2号の場合は納税通知書、同項第3号の場合は訴状、訴訟費用見積書等が想定される。同項第4号の場合は、当該申請理由に応じて、その事実を証する書類が必要であり、例えば、大学の入学金の支払のための預貯金口座からの引出しについて許可申請を行う場合には、大学の合格証書、入学金の金額が分かる書類等の添付が必要となる。

##### イ 法第9条第5号に掲げる行為に係る許可

法第9条第5号に掲げる行為に係る許可申請の場合にあつては、当該行為が同条第3号又は第4号の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れる目的でされるものでないことを証する書類を許可申請書に添付する必要がある（施行規則第19条第2号）。

この書類としては、例えば、申請に係る特定債権の存在を証明する契約書や当

該特定債権が申請に係る行為の相手方に対する債務の履行に充てられることを証明する契約書等が想定される。

#### ウ 代理人の権限を証する書類

代理人の権限を証する書類（施行規則第19条第3号）とは、委任状等をいう。委任状の様式は問わないが、委任する相手方の氏名、委任する内容、委任日、委任した本人の氏名が明らかになっている必要がある。

### 3 許可の基準（法第11条関係）

#### (1) 法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可

公安委員会は、財産凍結等対象者から法第9条第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可申請があった場合には、法第11条各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しなければならない（法第11条第1項）。

#### ア 第1号

取得財産が財産凍結等対象者及びその者と生計を一にする親族等の「生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられる」と認められるときは、公安委員会は当該行為を許可しなければならない。

#### (ア) 運用

許可は、原則として、行為毎に受ける必要がある（1(3)参照）ほか、許可申請書の「申請に係る行為の内容」欄においては取得財産の価額を、「取得財産の使用目的」欄においてはその用途先を、それぞれ明確にする必要がある（2(3)参照）こととしているが、「生活のために通常必要とされる費用」（食費、被服費、日用品費等）の支払は日常的に頻繁に行われることが想定され、個々の費用の額や用途先を事前に特定することは困難であると考えられる。このため、法第11条第1号の要件に関しては、原則毎月一定額を限度として、「生活のために通常必要とされる費用」の支払のためとして、用途先を明確にせずとも、財産凍結等対象者による規制対象財産の取得を許可することができるものとする。この場合の許可申請書の記載要領は、上記2(3)のとおりとするが、「取得財産の使用目的」欄は必ずしも、取得財産の用途先が明らかになっている必要はない。典型的には、財産凍結等対象者の預貯金口座から毎月一定額の預貯金の引出しを許可することが想定される。

特定の財産凍結等対象者について、「生活のために通常必要とされる費用」として毎月どの程度の額を限度として許可するかは、財産凍結等対象者の生活実態、親族等の有無・人数等を考慮して判断することとなる。生活実態については、当該財産凍結等対象者のそれまでの生活費の支出状況等について、財産凍結等対象者に対し報告や資料の提出を求めたり（法第19条）、立入検査を実施したり（法第20条）するなどして把握し、その上で妥当な額を判断するものとする。

「生活のために通常必要とされる費用」としての許可限度額は、財産凍結等対象者が本人及び被扶養者の生活費として、用途先を明らかにすることなく許可を受けることができる限度額である。したがって、ある月の生活費がかさみ、更に生活費としての許可を申請してきた場合には、必ずしも生活費に充てられ

るとは認められないため、公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないかどうかについて、個別に判断する必要がある。一方、許可限度額以内であれば、同じ月内で生活費として複数回許可することはできることとする。

他方、実際に「生活のために通常必要とされる費用」として自動的に毎月許可限度額を許可するわけではなく、実際に許可するかどうかを判断するに当たっては、生活実態等を考慮して判断した許可限度額に加え、手持ちの所持金額、現金収入の状況等を勘案して判断するものとする。したがって、例えば、毎月生活費として20万円（許可限度額）を要すると認められる場合であっても、許可申請時点で現金100万円の所持金があると認められる場合や、毎月20万円の現金収入があると認められる場合であれば、当月の生活費として許可することは認められない。

もっとも、財産凍結等対象者が「生活のために通常必要とされる費用」を超えて現金を所持している場合には、当該所持金が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認められる場合を除き、仮領置の対象となる（第7参照）。したがって、許可の運用に当たっては、仮領置の措置と組み合わせながら、財産凍結等対象者が手持ちの所持金が多額になることがないように許可をしていくことが求められる。手持ちの所持金としてどの程度の額を認めるかについては、民事執行法（昭和54年法律第4号）第131条第3号及び民事執行法施行令（昭和55年政令第230号）第1条において、差押えが禁止される金銭の額が、標準的な世帯の2月分の必要生活費を勘案して定められた66万円とされていることを考慮し、66万円を基準とする。

以上を踏まえた許可運用例は、次のとおりとなる。

**【生活費として取得が許可される規制対象財産の価額の算出式】**

生活費として取得が許可される金額

$$66\text{万円} - B \geq A \text{ の場合} : A$$

$$66\text{万円} - B < A \text{ の場合} : 66\text{万円} - B$$

A：許可限度額

B：許可申請者である財産凍結等対象者の手持ちの所持金額

**【運用例】**

	1月	2月	3月	4月
許可限度額	30万円	30万円	30万円	30万円
手持ちの所持金額	10万円	50万円	40万円	30万円
生活費の許可額	30万円	16万円	26万円	30万円

※ 毎月の定期的な現金収入はないものと想定

(イ) その他の留意点

財産凍結等対象者が法人その他の団体である場合にあっては、「生活のために通常必要とされる費用」としての規制対象財産の取得は認められない。

生活のために通常必要とされる費用の支払のためとして、金銭以外の規制対

象財産の取得について許可申請があった場合には、当該規制対象財産がそのまま生活費の支払に用いられるとは考えにくいとため、当該許可申請と併せて、当該金銭以外の規制対象財産の売却等の処分の特価の支払を受けることの許可申請が行われ、これが生活費の支払に充てられることを見極める必要がある。例えば、生活のために通常必要となる費用の支払のために10万円の白金の贈与を受けることは、それ単独では認められず、同時に当該白金の売却の特価の支払を受けることの許可を得る必要がある。

生活のために通常必要とされる費用の支払に関する許可申請があった場合、当該申請に係る許可の可否を判断するに当たっては、当該申請の内容の性質上、可能な限り迅速に判断することが求められる点に留意するとともに、いやしくも当該判断が申請に係る財産凍結等対象者の最低限度の生活を営む権利を侵害するものとならないようにする必要がある。

「親族」とは、民法上の親族をいい、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族のことを指す。

「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある」と認めるに当たっては、その親族が申請者である財産凍結等対象者と生計を一にしている事実の有無、同居の有無及びその期間等を勘案した上で、本号が生存権の保障に係るものである点に配慮しつつ、総合的に判断する必要がある。

#### イ 第2号

「公租公課」のうち、「公租」は国税、地方税等の租税を指し、「公課」は租税以外のもので、各種の負担金（道路負担金、河川負担金等）や社会保険料、賦課金、納付金等が該当する。交通違反の反則金、法令に基づく罰金等は「公課」には含まれない。

なお、仮に交通違反の反則金や法令に基づく罰金等の支払のために許可申請が行われたと認められる場合には、これが公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことから、第4号として許可することが考えられる。

#### ウ 第3号

「公権力の行使」は、本条の趣旨に照らし、広く解釈することが適当であると考えられる。したがって、行政処分はもとより、行政指導、事実の通知・公表といった行為についても、「公権力の行使」に当たる場合もあり得る。

なお、「公権力の行使に当たる行為に係る訴訟」以外の訴訟に関する費用の支払のために許可申請がなされた場合であっても、これが公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが認められる場合には、第4号として許可することが考えられる。

「訴訟に関する費用」とは、裁判所に納付すべき手数料その他の費用、弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬その他の費用のほか、社会通念上訴訟に関する費用として認められるものをいう。

#### エ 第4号

本号においては、財産凍結等対象者の区分に応じ、異なる許可基準を規定して

いる。すなわち、許可申請者が公告国際テロリストに該当する場合には、公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないことが許可基準となり、許可申請者が公告大量破壊兵器関連計画等関係者に該当する場合には、大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが許可基準となる。

「大量破壊兵器等の開発等」の具体的な内容に関しては、安保理決議の内容を踏まえ、北朝鮮に係る安保理決議に基づき指定された者については、核兵器、化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器及びそれらの運搬手段となり得るロケット等の開発等を射程とし、イランに係る安保理決議に基づき指定された者については、拡散上機微な核活動を射程としている（施行令第8条）。

なお、許可申請者が公告国際テロリストと公告大量破壊兵器関連計画等関係者の両方に該当する場合には、公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが許可基準となる。

公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことの認定に当たっては、取得財産の使用目的、使用年月日、種類、価額、入手元、入手方法、使途先等から総合的に判断するものとする。例えば、

- 取得財産の使用目的が不明又は曖昧な場合や事実と異なる場合
- 取得財産の使用年月日が許可申請時から離れている場合であって、申請時期について正当な理由がないとき
- 取得財産の種類に比して、その価額が社会通念上著しく高い場合であって、その価額であることに正当な理由が認められないとき
- 取得財産の入手元が当該申請を行った財産凍結等対象者の関係者である場合やその関係が不明である場合

には、通常、当該取得財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認めることは困難であると考えられる。他方で、取得財産の取得態様が、いわゆる凍結口座に対する振込である場合には、原則として、当該取得財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認めることは可能であると考えられる。

#### (2) 法第9条第5号に掲げる行為に係る許可

公安委員会は、財産凍結等対象者から法第9条第5号に掲げる行為に係る許可申請があった場合には、当該行為が同条第3号及び第4号の規定による当該財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、許可しなければならない（法第11条第2項）。

「財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れる目的でされるものでない」と認められる場合とは、具体的には、特定債権が法第9条第5号に掲げる行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられると認める場合のほか、特定債権が適正な価格による売買であり、財産凍結等対象者と当該売買の相手方との関係に不審点がなく、かつ、当該譲渡に伴い財産凍結等対象者が取得する財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがない場合等が考えられる。

#### 4 許可条件（法第12条関係）

公安委員会は、法第9条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる（法第12条）。この条件は、あくまで国際テロ又は大量破壊兵器等の開発等の未然防止のために行う財産凍結等の措置の実施のための必要最小限の範囲に限られるもので、許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。

条件として想定されるものとしては、

- ① 取得財産の使用目的等を疎明させるために、許可に係る行為を行った後にその事実を証明する領収書等を提出させること
- ② 許可の有効期間を設定すること
- ③ 所得財産（金銭）の入手方法をいわゆる凍結された口座への入金に限ること等が考えられる。

許可条件は、許可申請に係る行為の内容等に応じて、必要性を個別具体的に判断した上で付すものとするが、財産凍結等対象者が申請内容どおりの行為を行ったことを確認するため、取得財産が生活のために通常必要とされる費用の支払のために充てられると認められる場合を除き、上記①の条件を付加することが望ましい。

また、不許可処分により財産凍結等対象者が財産を取得する機会をいたずらに失わせることを避けるため、③の条件を付加することで許可する運用は考えられる。

なお、許可条件は変更することができる（法第12条）。

許可条件の付加やその変更を行う際には、原則として、弁明の機会の付与を行う必要がある（行政手続法第13条第1項第2号）が、許可された行為が行われようとする日時が切迫しているなど、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、これを行うことができないときは、この限りでない（同条第2項第1号）。

## 5 許可証の交付等（法第13条関係）

### (1) 許可証の交付

公安委員会は、許可をしたときは許可証（施行規則別記様式第12号）を交付しなければならない（法第13条第1項）。また、許可をしないこととなった場合は、その理由を書面で示さなければならない（行政手続法第8条）。

法第15条の規定により、何人も財産凍結等対象者から許可証の提示を受けない限り、財産凍結等対象者を相手方として預貯金等債務の履行等をしてはならないこととされているため、許可証は財産凍結等対象者の行為の相手方との関係で重要な意味をもつ。当該相手方は、その許可証が真正なものかどうかを判断することは困難であるため、許可をし、許可証を発行する公安委員会は、許可に際して、許可申請書に記載されている行為の相手方に対し、その旨を連絡するものとする。その場合において、許可証は、原則として、一つの行為に限り有効であり、これを用いて複数回同様の行為を行うことができるものではない旨等の許可に係る留意事項を教示することが求められる。

公安委員会は、許可をした場合には、当該許可に係る番号（以下「許可番号」という。）を付し、これを許可証に記載しなければならない。許可番号は、許可の同一性を担保するために付与されるものであるため、許可条件を変更した場合や許可証を再交付した場合においても、当該許可の内容が同一性を有している限り許可番号は変更されない。

許可番号の付し方は次のとおりとする。

許可公安委員会 県別コード2桁 — 名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号 — 許可順番 (当該公安委員会における当該者に対する許可に係る一連番号)

(県別コード)

北海道	10	青森	20	岩手	21	宮城	22	秋田	23
山形	24	福島	25	東京	30	茨城	40	栃木	41
群馬	42	埼玉	43	千葉	44	神奈川	45	新潟	46
山梨	47	長野	48	静岡	49	富山	50	石川	51
福井	52	岐阜	53	愛知	54	三重	55	滋賀	60
京都	61	大阪	62	兵庫	63	奈良	64	和歌山	65
鳥取	70	島根	71	岡山	72	広島	73	山口	74
徳島	80	香川	81	愛媛	82	高知	83	福岡	90
佐賀	91	長崎	92	熊本	93	大分	94	宮崎	95
鹿児島	96	沖縄	97						

法における許可は、その性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、具体的な基準を一律に定めることが困難であることから、標準処理期間を定めることはできないが、申請を受けた公安委員会は、速やかに必要な調査を実施するなどして、許可をするまでの期間が不当に長期となることのないよう留意するものとする。

## (2) 許可証の再交付

公安委員会は、許可証の交付を受けた財産凍結等対象者が当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときに、当該財産凍結等対象者の申請に基づいて、許可証を再交付することができる（法第13条第2項）。当該申請は、許可証再交付申請書（施行規則別記様式第13号）によって行われ、これは許可申請書を提出した警察署長を経由して提出されることとなる（施行規則17条第2項及び第21条）。

許可証を再交付した場合においても、当該許可の内容が同一性を有している限り許可番号は変更されないが、亡失した許可証を発見し、又は回復した場合に法第13条第3項の規定による返納を怠れば、許可証が2枚存在することになってしまうため、許可証番号の後に「(再交付)」と記載するものとする。

また、許可証を再交付した場合においても、当該再交付をした公安委員会は、許可申請書に記載されている行為の相手方に対し、その旨を連絡するものとする。

許可証の再交付に関する標準処理期間についても、財産凍結等対象者の性質に鑑み、当該再交付の申請に至った経緯の真偽等について、十分な調査を必要とするなど、当該経緯の内容等による処理に要する期間が変動することから、標準処理期間を定めることはできないが、申請を受けた公安委員会は、速やかに必要な調査を実施するなどして、許可証の再交付までの期間が不当に長期となることのないよう留意するものとする。

## (3) 許可証の返納

許可証の交付を受けた財産凍結等対象者は、①法第14条の規定により許可が取り

消されたとき、②法第9条の許可を受けた行為をしないこととなったとき、③法第13条第2項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、その許可証（③の場合は発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない（法第13条第3項）。これに違反した場合には30万円以下の罰金に処することとされている（法第32条）。

「遅滞なく」とは、事由が発生した後概ね10日程度が目安になると考えられるが、財産凍結等対象者のその間の状況等を考慮し、「遅滞なく」返納したと言い得るかどうかを社会通念に基づき適切に判断するものとする。

許可証の返納は、許可証返納理由書（施行規則別記様式第14号）に当該許可証を添えて、当該許可証を交付した公安委員会に提出して行わなければならない（施行規則第22条第1項）が、これは許可申請書の提出を受けた警察署長を経由して提出されることとなる（施行規則第17条第2項、第21条第2項及び第22条第2項）。

## 6 許可の取消し（法第14条関係）

公安委員会は、法第9条の許可を受けた者について、当該者に係る取得財産が法第11条第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるとき、又は偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を受けた行為をする前に限り、その許可を取り消すものとする（法第14条）。

「偽り」は「不正の手段」の例示であり、「不正の手段」（法第14条第2号）とは、法第9条の許可を可能とする行為であって、社会通念上不正と認められる全てのものをいう。例えば、許可申請書、添付書類に公安委員会の判断を誤らせるような虚偽の事項を記載した場合がこれに当たる。

公安委員会は、法第9条の許可を取り消そうとする場合には、当該許可を受けた者に対し、聴聞を行わなければならない（行政手続法第13条第1項第1号イ）。ただし、許可された行為の行われる日時が切迫しているなど、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、これを行うことができないときは、この限りでない（同条第2項第1号）。

法第9条の許可を取り消したときは、許可を受けた者に対して、原則として、書面を交付してその旨を通知するものとする。この場合、同書面には許可を取り消した理由も併せて示さなければならない（行政手続法第14条第3項）。

## 第5 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限（法第15条、第21条及び第22条関係）

### 1 行為の制限（法第15条関係）

何人も、許可証の提示を受けた場合を除き、財産凍結等対象者を相手方として法第15条各号に掲げる行為をしてはならない（法第15条）。法第9条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限と表裏の関係にある規制である。

本条による行為の制限は、金融機関等の事業者のみならず、何人も同条各号に掲げる行為をしてはならないとされている。その違反については、相手方が財産凍結等対象者であることを認識しているかどうかは問わないが、2及び3に記載するとおり、法第22条第2項の規定による場合を除き、命令、罰則といった違反に対する直接の制裁は設けられていない。

この許可証の「提示」は、許可証の真正性を確保する必要があるため、面前による実物の提示に限られ、写真や複写物の利用又はインターネット等を用いた非対面による提示は含まれないものと解される。

## 2 情報の提供等（法第21条関係）

公安委員会は、法第15条の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業者その他の関係者に対し、同条の規定による行為の制限に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする（法第21条）。

1に記載されているとおり、法第15条の規定による行為の制限は、金融機関等の事業者のみならず、何人も同条各号に掲げる行為をしてはならないとされているが、あらゆる人がその行う取引の相手方が官報や警察庁ウェブサイトに掲載されている財産凍結等対象者であることを認識することは困難であるため、法第21条は、違反する前における情報の提供等のほか、違反した後においても、情報の提供等により更なる周知に努めることを想定した規定を設けている。

違反する前における情報の提供等については、典型的には、財産凍結等対象者と取引をする可能性のある近隣の金融機関等の事業者その他の関係者に対し、あらかじめ財産凍結等対象者に関する必要な情報を提供したり、財産凍結等対象者を相手方として特定の行為をしてはならない旨を指導又は助言したりすることが求められる。実際に、金融機関等の事業者については、国際的な送金等が容易になされる可能性があり、財産凍結等対象者に関する情報をあらかじめ提供しておく必要があるため、警察庁では、財産凍結等対象者の氏名又は名称等の情報を、金融機関やそれ以外の犯収法上の特定事業者に対し通知することとしている（施行規則第40条）。

次に、違反した後における情報の提供等については、実際に違反行為をした事業者その他の関係者に対し、相手方となった財産凍結等対象者の情報を提供したり、今後違反行為を再び行わないようにきめ細やかに指導若しくは助言したりすることが求められる。1に記載されているとおり、法第15条の規定による行為の制限に係る違反に対し直接の制裁は設けられていないが、これは、こうした違反があった場合には、制裁ではなく、指導又は助言によって再び違反を起こさないような措置を講ずる趣旨である。

指導又は助言は、口頭又は書面のいずれの方法によっても行うことができるが、指導を口頭で行った場合で、その相手方から当該指導の趣旨及び内容並びに責任者等を記載した書面の交付を求められたときは、特別の支障がない限り、これを交付しなければならない（行政手続法第35条第3項）。この書面の交付については、事務処理の都合等により必ずしもその場において行わなければならないものではなく事後的でもよいが、可能な限り速やかに交付することが求められる。

## 3 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令（法第22条関係）

### (1) 趣旨

法第15条の規定に違反して法第21条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者が再び法第15条の規定に違反した場合において、更に反復して同条の規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該違

反行為に最も密接な関係がある地)を管轄する公安委員会は、その者に対し、更に反復して同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる(法第22条第1項)。また、法第15条の規定に違反した者が再び同条の規定に違反するおそれがあると認める場合において、同条の規定による財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限の確実な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等を管轄する公安委員会は、その者に対し、再び同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる(法第22条第2項)。

第1項の命令に関しては、少なくとも二度の違反がされていることが要件とされ、第2項の命令に関しては、少なくとも一度の違反がされていることが要件とされている。

## (2) 命令の主体

法第22条に規定する財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限に係る命令(以下「行為制限命令」という。)は、法第15条の規定に違反した者の住所地等(日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該違反行為に最も密接な関係がある地)を管轄する公安委員会が行うとされているところ、「違反行為に最も密接な関係がある地」とは、当該違反行為の行為地、違反行為に係る規制対象財産の所在地等をいう。

## (3) 命令の要件

行為制限命令は、いずれも法第15条の規定に「違反するおそれがある」ことが要件となっているが、このおそれの認定に当たっては、違反行為を行った者が、当該違反行為を行うに当たり、当該行為の相手方が財産凍結等対象者であるとの認識を有していたか否かなどの違反行為の態様や違反した者と財産凍結等対象者との関係等の事情を勘案して総合的に判断することとなる。

法第22条第1項の行為制限命令については、法第15条の規定に違反した者が、法第21条の規定による指導・助言を受けたのにもかかわらず、更に法第15条の規定に違反する行為をした場合が対象となるが、1回目の違反行為の相手方と同一の財産凍結等対象者との間で2回目の違反行為をした場合には、「更に反復して同条の規定に違反するおそれがある」と認められやすいものと考えられる一方で、相手方が財産凍結等対象者であると知らずに偶然に1回目の違反行為の相手方である財産凍結等対象者とは別の財産凍結等対象者を相手方として違反行為をしてしまったような場合には、当該おそれの認定をすることは難しい。この場合は、更なる情報の提供又は指導・助言によって対応することとなる。

法第22条第2項の行為制限命令における「財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限の確実な実施を図るため特に必要がある」とは、典型的には、相手方が財産凍結等対象者であることを知りながら同条の規定に違反する行為をした場合や極めて多額の規制対象財産を贈与する行為をした場合等がこれに該当するが、違反行為の態様、違反した者と財産凍結等対象者との関係、指導・助言等により更なる違反行為を防止することができる可能性等の事情を勘案した上で総合的に判断するものとする。

#### (4) 命令の方法

行為制限命令は、行為制限命令書（施行規則別記様式第28号）を交付して行うものとする（施行規則第36条）。行為制限命令書を交付し、又はその受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

なお、行為制限命令をする場合には、原則として、命令の相手方に対して弁明の機会の付与を行わなければならない（行政手続法第13条第1項第2号）が、公益上、緊急に命令をする必要があるため、こうした手続をとることができないときは、この限りでない（同条第2項第1号）。

#### (5) 命令の取消し

公安委員会は、行為制限命令を取り消したときは、当該命令を受けた者に対してその旨を書面を送付して通知するものとする。この送付の方法は、原則として、普通郵便で行うものとする。ただし、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

### 第6 特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令（法第16条関係）

#### 1 趣旨

特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者（以下「差押債権者」という。）が法第9条（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地）を管轄する公安委員会は、当該特定債権の債務者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定債権に係る債務の履行をしてはならない旨を命ずることができる（法第16条第1項）。

この命令（以下「債務履行禁止命令」という。）は、法第9条第5号の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限と同様の趣旨の規制であり、具体的には、法第9条第4号の規定により財産凍結等対象者自身が預貯金の払戻しを受けることができないため、財産凍結等対象者ではない自らの支援者がその特定債権を差し押さえ、その払戻しを受けるような脱法的行為を防ぐために行われるものである。

「強制執行による差押命令」とは、民事執行法に基づき、差押債権者による債権差押命令申立てを受け、地方裁判所が発するもの（民事執行法第2条及び第143条）であり、差押命令の送達から一定期間経過すると、当該差押債権者が第三債務者に対してその債権を取り立てることができることとなる（民事執行法第155条）。「差押処分」とは、少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行の場合に簡易裁判所の書記官が行う処分である（民事執行法第167条の2）。

#### 2 運用

##### (1) 命令に向けた調査

公安委員会は、財産凍結等対象者が有する特定債権に対し差押命令又は差押処分が発せられたと認めた場合には、差押債権者が財産凍結等対象者に対して有する債

権が仮装のものでないか、当該特定債権の内容、差押債権者と財産凍結等対象者との関係等から、当該差押えが法第9条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的であるかどうかを調査し、債務履行禁止命令をするか否かを判断する必要がある。

## (2) 命令方法等

債務履行禁止命令は債務履行禁止命令書（施行規則別記様式第15号）を交付して行うものとする（施行規則第23条）。債務履行禁止命令書を交付し、又はその受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

債務履行禁止命令をした場合は、差押債権者に対して、債務履行禁止命令通知書（施行規則別記様式第16号）を送付してその旨等を通知することとする（法第16条第1項後段及び施行規則第25条）。この送付の方法は、第5の3（5）と同様に、原則として、普通郵便で行うものとし、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

当該差押債権者の所在が判明しないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を官報により公告するものとされているところ（法第16条第2項）、この公告は「都道府県公安委員会告示」として行うものとし、その手続については次のとおりとする。

- 国立印刷局への官報掲載依頼については、警察庁においてとりまとめて行うものとする。各都道府県警察は、官報掲載依頼をするに当たり、警察庁に対して、官報に掲載すべき事項を連絡するものとする。
- 官報に掲載された事項の正誤については各都道府県警察において確認し、誤りがある場合には警察庁に連絡するものとする。

## (3) 命令の取消し

公安委員会は、法第16条第1項の財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったとき、又は同項の財産凍結等対象者と差押債権者との関係その他の事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る債務の履行を受けたとしても当該債務の履行により取得した財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認めるときは、債務履行禁止命令を取り消さなければならないとされており、当該財産に係る認定については、第4の3（1）と同様、当該財産凍結等対象者の区分に応じて行われることとなる（法第16条第3項）。

すなわち、当該財産凍結等対象者が公告国際テロリストに該当する場合には、当該財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないことが債務履行禁止命令の取消しの基準となり、当該財産凍結等対象者が公告大量破壊兵器関連計画等関係者に該当する場合には、大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが基準となる。

「大量破壊兵器等の開発等」の具体的な内容に関しては、第4の3（1）と同様、安保理決議の内容を踏まえ、北朝鮮に係る安保理決議に基づき指定された者については、核兵器、化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器及びそれらの運搬手段となり得るロケット等の開発等を射程とし、イランに係る安保理決議に基づき指定された者については、拡散上機微な核活動を射程としている（施行令第8条）。

なお、当該財産凍結等対象者が公告国際テロリストと公告大量破壊兵器関連計画等関係者の両方に該当する場合には、当該財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないことが債務履行禁止命令の取消しの基準となる。

「財産凍結等対象者と差押債権者との関係」は、債務履行禁止命令の取消しの考慮要素の例示として規定されているもので、「その他の事情」とは、例えば、差押債権者の財産が更に財産凍結等対象者とは関係を有しない別の者から差し押さえられている場合等が想定される。したがって、例えば、財産凍結等対象者と差押債権者が当初協力関係にあったが当該関係が断ち切れている場合、差押債権者の財産が更に国又は地方公共団体から差押えを受けている場合等には、当該命令に係る財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認定することができると考えられる。

債務履行禁止命令を取り消したときは、債務履行禁止命令を受けた者に対して書面を送付してその旨を通知するものとする。この送付の方法は、第5の3(5)と同様に、原則として、普通郵便で行うものとし、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

## 第7 規制対象財産の仮領置（法第17条関係）

### 1 趣旨

財産凍結等対象者が所持している規制対象財産の一部が、法第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する公安委員会は、当該財産凍結等対象者又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる（法第17条第1項関係）。

仮領置は、財産凍結等対象者が規制対象財産を所持していれば、これが公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあるため、この危険を回避する治安上の必要性から、公安委員会が規制対象財産の所持者から当該財産の提出を受けて、これを一時的に保管するものである。仮領置はこうした緊急の必要性により行われるものであるから、全て行政手続法第13条第2項第1号に当たると考えられ、同条第1項に規定する意見陳述のための手続をとる必要はない。

### 2 仮領置の対象となる財産

仮領置の対象となる規制対象財産の要件は、

- ① 財産凍結等対象者が所持していること
- ② 携帯することができること
- ③ 法第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められること

である。

①に関し、「所持している」とは、ある者が物を事実上支配していると認められる状態にあるときをいい、別の者と共同で所有し又は管理したり、別の者に指示をして所有させ又は管理させたりしている場合であっても、その物が事実上その者の支配下

にあれば足りる。すなわち、財産凍結等対象者が単独又は共同で直接的又は間接的に所有し又は管理しており、事実上その者の支配下にあると認められる物は仮領置の対象となる。例えば、財産凍結等対象者が経営する会社に設置している金庫に金銭を保管しており、それを当該会社の部下に管理させている場合、当該金銭は仮領置の対象となる。

②に関し、仮領置の対象となる規制対象財産は、規制対象財産から携帯することができない財産として土地、建物、自動車（法第17条第1項）のほか船舶及び航空機（施行令第9条）を除いていることから、金銭、有価証券（法理上、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利は当然に除かれる。）、貴金属等、前払式支払手段、手形、小切手となる。これらはいずれもその額面が1万5,000円を超えていることが必要である（法第9条第1号）ところ、価額の算定方法は、第4の1(2)のとおりである。

③に関し、法第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められる規制対象財産の考え方については第4の3記載のとおりであり、生活費に関しては、基準となる66万円を超えて手持ちの所持金を有している場合には、その超える額の所持金が仮領置の対象となる。例外的に、使途が明らかであり、公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがないと認められる場合には、66万円を超えて所持金を有していたとしても、その超える分について仮領置しないこととする。

仮領置の対象となり得る規制対象財産が複数ある場合、金銭は生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられることに鑑み、その価額の多寡にかかわらず、金銭以外の規制対象財産を優先して仮領置するものとする。すなわち、例えば、財産凍結等対象者が使途先不明の50万円相当の白金と30万円の現金を所持していた場合、50万円相当の白金を優先的に仮領置するものとする。

仮領置の対象となる規制対象財産の中には、その価額が変動するものがあることに鑑み、当該価額変動があり得る規制対象財産について財産提出命令をするに当たっては、当該財産の価額が確実に1万5,000円を超えるものであることを確認するものとする。

### 3 財産提出命令の対象となる者

規制対象財産の提出命令（以下「財産提出命令」という。）の対象となる者は、規制対象財産を所持している財産凍結等対象者又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者である（法第17条第1項）。

財産凍結等対象者に加えて、「これに代わって規制対象財産を管理する者」を命令の対象としたのは、財産凍結等対象者は、その性質上、所在不明であることが想定されるところ、仮領置をより実効あるものとするためである。したがって、運用上、財産提出命令は、規制対象財産を所持する財産凍結等対象者に対して行うことを原則としつつ、その者が所在不明等で財産提出命令を行うことができない場合に限り、規制対象財産の管理者に対してこれを行うこととする。

### 4 財産提出命令・仮領置の方法

財産提出命令は、規制対象財産提出命令書（施行規則別記様式第17号）を交付して行うものとする（施行規則第26条）。

規制対象財産の提出を受け、これを仮領置した公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者に対し、仮領置書（施行規則別記様式第18号）を交付するものとする（施行規則第27条第1項）。規制対象財産提出命令書又は仮領置書を交付し、又はこれを受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

規制対象財産を提出した者が、財産凍結等対象者に代わって当該規制対象財産を管理する者である場合には、財産凍結等対象者の権利保護の観点から、その者の所在が判明している場合に限り、同人に対しても仮領置書の写しを送付するものとする（施行規則第27条第2項）。この送付の方法は、第5の3（5）と同様に、原則として、普通郵便で行うものとするが、送付を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

#### 5 仮領置した財産の管理

仮領置した規制対象財産の管理は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき押収した物の管理に準ずるものとする。すなわち、公安委員会は、仮領置した規制対象財産に関し、善良な管理者の注意義務が課せられることとなる点に配意し、これを適正に管理することが求められる。

なお、公安委員会が仮領置している規制対象財産について、市場価格の変動、時効の到来等の事情によりその価値に変動が生じるなどして、仮領置を受けた者等に損失が生じたとしても、善良な管理者の注意義務に違反するものではない。

#### 6 仮領置した財産の引継ぎ

規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者の住所地等が他の公安委員会の管轄区域内にあることが判明した場合において、当該規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、当該規制対象財産を当該他の公安委員会に引き継ぐことができる（法第17条第2項）。

「規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認める」に当たっては、

- 規制対象財産を提出した財産凍結等対象者の生活の本拠たる住所地と仮領置している公安委員会の所在地の距離等から判断して、返還の申請や返還の手続を円滑に実施できるかどうか
- 同一の財産凍結等対象者から提出を受け仮領置している規制対象財産を複数の公安委員会が分散して管理している場合には、その財産凍結等対象者に係る仮領置財産全体の把握の困難性等から判断して、返還の判断を適正に行うことができるかどうか

等を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、当該判断をするに当たっては、事前に警察庁と十分に協議するものとする。

仮領置した規制対象財産の引継ぎは、仮領置財産引継書（施行規則別記様式第19号）によって行うものとする（施行規則第28条）。他の公安委員会への規制対象財産の引継方法は、原則として、直接交付によるものとするが、規制対象財産の種類に応じ、現金書留等の方法によることも可能とする。

引継ぎを受けた公安委員会は、引き続き当該規制対象財産を仮領置した上で、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者に対し、仮領置財産引継通知書（施行規則別記様式第20号）を交付し、その旨を通知するものとする（法第17条第2項後段及び施行規則第29条）。この場合において、仮領置財産引継通知書を交付し、又はこれの受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。

## 7 仮領置した財産の返還

法第17条第4項、第5項又は第7項の規定による返還は、仮領置財産返還受領書（施行規則別記様式第22号）と引換えに行うものとする。この場合において、当該返還をした公安委員会は、請求があったときは、その写しを当該返還を受けた者に交付しなければならない（施行規則第31条）。

### ア 財産凍結等対象者からの申請に基づく返還

#### (ア) 総論

規制対象財産を仮領置した公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者からその返還の申請があった場合で、これが仮領置後の事情の変化により法第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その該当する部分の規制対象財産を返還しなければならない（法第17条第3項及び第4項）。「仮領置後の事情の変化」とは、生活費その他の所要の出費により所持金を費消したこと等をいう。

#### (イ) 提出書類

返還申請時の提出書類は、仮領置財産返還申請書（施行規則別記様式第21号）のほかに、法第17条第3項の規定による申請に係る規制対象財産が法第11条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類、代理人によって申請をする場合にあっては、その権限を証する書類を添付する必要がある（施行規則第30条第1項及び第2項）。これらの書類の意義は、第4の2(4)ア及びウのとおりである。

仮領置財産返還申請書の記載要領については、許可申請書に準ずるものとする。また、返還申請に係る規制対象財産の法第11条第1項各号の該当性の判断については、許可基準の例による。

#### (ウ) 返還申請者及び返還に係る規制対象財産の受領者

仮領置に係る規制対象財産の返還申請及び返還に係る規制対象財産の受領は財産凍結等対象者に限られている。ただし、財産凍結等対象者の代理人、使用者による返還申請又は規制対象財産の受領は可能である。この場合における公安委員会の留意点は、許可申請が代理人、使用者によって行われる場合と同一である。

### イ 財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったことに伴う返還

#### (ア) 返還に係る規制対象財産の受領者

規制対象財産を仮領置した公安委員会は、当該仮領置に係る規制対象財産を所持していた財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったときは、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなければならない（法第17条第5項）。

「その他の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者」とは、具体的には、当該規制対象財産を財産凍結等対象者であった者から譲り受けた現所有者の

ほか、当該規制対象財産を財産凍結等対象者であった者に貸与していた者等が想定される。

なお、刑事訴訟法上の押収物の還付についても、被押収者還付を原則としていることに鑑み、本法においても、運用上、当該規制対象財産の返還は、原則として、財産凍結等対象者でなくなった者に対してするものとし、その者が所在不明であるなど当該規制対象財産の返還が困難である場合に限り、その者以外の当該規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対してするものとする。この場合において、仮領置した時点から当該規制対象財産の権利関係が明らかでないときは、改めてその権利関係について調査することが望ましい。

財産凍結等対象者でなくなった者以外の仮領置に係る規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し当該規制対象財産を返還しようとする場合において、その者が財産凍結等対象者である場合には、その者の財産について法第11条第1項各号の該当性を判断した上で、同項各号のいずれにも該当しない部分について引き続き仮領置し、その他の部分については返還するものとする（法第17条第7項）。この場合において、公安委員会は、その者に対し、継続仮領置書（施行規則別記様式第23号）の交付により、引き続き仮領置する旨を通知するものとする（法第17条第7項後段及び施行規則第32条）。

(イ) 返還不能な規制対象財産の都道府県への帰属

財産凍結等対象者でなくなった者又はその者以外の仮領置に係る規制対象財産の返還を受けるべき者のいずれもが、法第3条第5項において準用する同条第4項の規定による公告があった日、指定の有効期間が満了した日又は法第7条第2項において準用する法第5条第1項の規定による公告があった日から起算して一年を経過してもなお、その所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安委員会が置かれている都道府県に帰属することとなる（法第17条第6項）。

ウ 規制対象財産に該当しなくなったことに伴う返還

仮領置した規制対象財産の価額が低下したことに伴い、これが規制対象財産に該当しなくなった（価額が1万5,000円以下になった）場合には、公安委員会は、当然にこれを返還しなければならない。この場合における返還先及び返還の優先順位については、財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったことに伴う返還の場合と同様とする。また、運用上、規制対象財産に該当しなくなった財産を返還したことを確実に担保するため、仮領置財産返還受領書と引換えに行うものとし、当該返還をした公安委員会は、その写しを当該返還を受ける者に交付しなければならないこととする。

なお、公安委員会は、仮領置した規制対象財産の価額に関し、その後の市場価格の変動状況等を勘案しながら、必要に応じて確認するものとする。

第8 資料の提出等の求め及び立入検査（法第19条及び第20条関係）

1 趣旨

財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置を実施するためには、財産凍結等対象者の生活・活動状況や財産の保有状況を把握することが不可欠である。とりわけ、許可や仮領置の判断に当たっては、財産凍結等対象者が所持する財産の価額、所在地等を把握する必要がある。このため、法第19条において、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対する資料の提出その他必要な協力の求めを規定し、法第20条第1項において、財産凍結等対象者に対する報告又は資料の提出の求め、又は財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産への立入検査を規定している。

前者は、財産凍結等対象者以外の者を対象とする措置であり、相手方がこれに応じなかったとしても、そのことに対する罰則等は設けられていないが、法的な回答義務は生じると解される。

後者は、財産凍結等対象者を対象とする措置であり、これに応じなかった場合等には罰則が設けられている。

なお、これらの調査権はあくまでも財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置を実施するためのものであるため、例えば、国際テロリストである疑いがある者に対し、指定をすることができるかどうかを判断するためにこれらの調査権を用いることはできない。

## 2 資料の提出等の求め（法第19条関係）

### (1) 要求内容

「関係のある公私の団体その他の関係者」とは、金融機関、財産の共同所有者等財産凍結等対象者の収入や保有する財産の状況等を知り得る立場にある者が想定される。

「必要な協力」に特段の制限はない。したがって、資料の提出のほか、その閲覧、謄写等のもとより、口頭で説明を求め、場合によっては調書化するなどの必要と認められる協力は全て含まれる。

具体的には、

- 財産凍結等対象者が住居を有する市町村の長に対し、当該財産凍結等対象者の住民登録、社会保障給付等の状況が分かる資料を提出するよう求めること。
- 金融機関に対し、財産凍結等対象者の口座の保有状況、残高の変動状況等が分かる資料を提出するよう求めること。
- 財産凍結等対象者の財産の共同所有者に対し、当該財産の取得状況等について説明を求めること。

等が想定される。

### (2) 要求方法

資料の提出その他必要な協力の求めの方法について規定はないので、電話等による照会も禁止されていないが、特段の事情がない限り、書面で行うことが望ましい。

書面で提出要求等をするときは、資料提出等要請書（施行規則別記様式第24号）を用いるものとする（施行規則第33条）。この書面には、協力を求める理由を明確に記載し、協力を求める内容については、当該理由に照らして合理的なものを記載するものとし、提出要求等をするに当たっては、相手方の事務に大きな支障を生ず

ることのないよう配慮することが求められる。

### 3 立入検査（法第20条関係）

#### (1) 報告又は資料の提出の要求

報告又は資料の提出の要求は、原則として書面で行うものとする（様式は問わない）。報告が口頭で行われる場合には、これを調書化するなどの必要な措置を講ずるものとする。資料の提出を受けた場合には、提出資料目録（施行規則別記様式第25号）を作成し、その写しを提出者に交付しなければならない（施行規則第34条第1項）。また、当該提出資料は、必要がなくなったときは、これを速やかに提出者に返還しなければならない（同条第2項）。この場合の返還は、資料受領書（施行規則別記様式第26号）と引換えに行わなければならない、その写しを提出者に交付しなければならない（同条第3項）。

#### (2) 立入検査・質問

##### ア 立入検査の対象

立入検査の対象となる場所は、財産凍結等対象者が所有し、又は占有する不動産である（法第20条第1項）ところ、これは、財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置を実施するため必要があると認めるときに限り認められることから、真に必要な範囲に限定して行うものとする。

##### イ 立入検査・質問の実施者

立入検査や関係者への質問を行うのは、警察職員である。したがって、警察官のみならず、必要に応じて、技術吏員が立入検査等を行うことも可能である。

##### ウ 立入検査・質問の実施

立入検査や関係者への質問は、原則として、早朝又は深夜には行わないものとする。ただし、緊急に立入検査等を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

立入検査又は関係者への質問をする警察職員は、その身分を示す証明書（施行規則別記様式第27号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない（法第20条第2項及び施行規則第35条）。

立入検査を拒否、妨害、忌避された場合には、説得に努めるとともに、当該事実が処罰対象である（法第30条第2号）ことを念頭に、その事実を立証するために必要な措置をとる必要がある。忌避するとは、立入検査を直接的に妨害するのではなく、例えば、あらかじめ関係書類を隠匿するなどの間接的な手段、方法により、実質的に立入検査の目的が果たせないような妨害行為をすることをいう。居留守を使うこともこれに該当する。

立入検査又は関係者への質問を実施したときは、事後において報告書を作成・保存するものとする。

##### エ 検査の対象

検査の対象は、「帳簿書類その他必要な物件」である（法第20条第1項）。「帳簿書類」とは、具体的には、会計帳簿等を指し、「その他の必要な物件」とは、財産凍結等対象者の財産状況等を明らかにするために必要な一切の物件を指す。

##### オ 留意事項

立入検査又は関係者への質問は調査の手段であり、その実施は、財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置の実施のため必要があると認めるときに限られていることから、犯罪捜査のために認められたものと解してはならず(法第20条第3項)、また、その他の行政目的の達成のために行うこともできない。したがって、例えば、公告国際テロリストの関係者を新たに指定するべく、必要な資料を入手又は検査するために立入検査等を行うことはできない。また、立入検査等を実施するに当たり、いやしくも不当に職権を濫用するようなことがあってはならない。

なお、法第19条の規定による報告又は資料の提出の求めで調査目的が十分に達せられる場合には、立入検査の必要はないものと解される。

## 第9 国家公安委員会への報告（法第23条関係）

公安委員会は、法第23条及び施行規則第37条に規定する事由が生じたときは、同規則第38条に規定する事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

この報告は、警察文書伝送システムにより警察庁警備局警備企画課長宛てに行うものとする。

公安委員会は、この規定の趣旨である法の適正な運用に資するため、国家公安委員会に報告すべき事由が生じた場合は速やかに報告するとともに、報告に係る事項の通報を受けた場合は、これを適切に整理することとする。

## 第10 損失補償（法第24条関係）

法第15条の規定による行為の制限に関し、損失補償が必要な場合としては、次のような例が考えられる。

○ Aから土地・建物を賃借し、現に居住していたBが、Aが公告・指定されたことにより、土地・建物の賃借の更新ができなくなり、これにより移転費用等が生じるなどの損失を受けた場合

○ Aから土地を賃借していたBから建物を賃借していたCが、Aが公告・指定され、AB間の土地の賃借の更新ができなくなったことにより、Bとの建物の賃借ができなくなり、移転費用等が生じるなどの損失を受けた場合

次に、法第17条の規定による仮領置に関し、損失補償が必要な場合としては、次のような例が考えられる。

○ 所有する希少な宝石をXに所持させていたYが、Xが公告・指定され、その宝石が仮領置されたことにより、新たに代替物を購入する必要があるなどの損失を受けた場合

なお、法第15条の規定による行為の制限又は法第17条の規定による仮領置であっても、財産凍結等対象者の損失は補償されない。

「当該行為のうちその相手方の請求があった場合に限りすることが約されているもの」とは、例えば、普通預金契約に基づく預金の払戻しのように、預金をいつでも払い戻すことは口座開設契約時に当事者間で約されているが、少なくとも実際に預金を払い戻す行為は行為の相手方である財産凍結等対象者が履行の請求をした後であるような行為を想定している。

損失の補償は、これを受けようとする者からの損失補償申請書（施行規則別記様式第29号）の提出を受けてから判断される。具体的に損失を補償するかどうかについては、要件該当性のほか、受けた損失の程度、損失を受けた経緯等の事情を総合的に考慮して判断されることとなる。

## 第11 適用範囲（法第25条関係）

### 1 国外でする行為の適用範囲（法第25条第1項関係）

この法律の規定は、属地主義の原則から、日本国内で行われる行為については、その行為主体の如何を問わず当然に適用されるが、日本国外でする行為であっても、日本国内に住所地等がある者が行えば、この法律の規定が適用されることとなる（法第25条第1項）。

日本居住者が、外国において、財産凍結等対象者に対し金銭を贈与する行為などがこれに該当する。ただし、こうした行為について当該外国において規制されていれば、当該外国の規制が及ぶこととなる。

### 2 外為法との関係（法第25条第2項関係）

この法律は、関係する安保理決議に関し、外為法で規制されていない部分に対応することとされているが、法第9条及び第15条の規定による行為の制限は、必ずしも外為法で規制される対外取引を除いているわけではないため、法第25条第2項で外為法における規制との調整を図り、外為法の適用がある行為については法の適用を除外している。国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者に関する外為法の規制は、以下のとおりである。

第16条第1項・第3項：支払等の制限

第19条第1項・第2項：支払手段等の輸出入

第21条第1項：資本取引等の制限

第24条第1項：特定資本取引の制限

第25条第6項：役務取引等の制限

第48条第3項：輸出の制限

第52条：輸入の制限

法第9条各号に掲げる行為に該当する行為で、外為法の規定により許可又は承認を受ける義務を課される行為の例としては、

○ 国内居住者である財産凍結等対象者が、非居住者から現金の贈与を受ける行為（外為法第16条第1項（支払の受領）の適用）

○ 国内居住者である財産凍結等対象者が、非居住者から金銭の貸付けを受ける行為（外為法第21条第1項（同法第20条第2号の資本取引）の適用）

等があり、法第15条各号に掲げる行為に該当する行為で、外為法の規定により許可又は承認を受ける義務を課される行為の例としては、

○ 国内居住者が、非居住者である財産凍結等対象者に対して現金を贈与する行為（外為法第16条第1項（支払）の適用）

○ 国内居住者が、非居住者である財産凍結等対象者に金銭を貸し付ける行為（外為法第21条第1項（同法第20条第2号の資本取引）の適用）

等がある。